

# 障害者自立支援法の影響調査(第3回)

2008年12月1日 日本共産党国会議員団  
障害者の全面参加と平和推進委員会

障害者自立支援法が施行されて2年半が経過した。政府はこの間障害者の運動と国民世論におされて2度にわたって負担軽減策などを実施してきた。しかし、原則1割の応益負担による障害者の負担は依然として極めて大きい。施設・事業所は報酬が削減されて運営が危機に瀕し、人材不足も一段と深刻化している。また、自治体の地域生活支援事業についても、移動支援事業所が経営危機で倒産し、障害者の社会参加や日常生活が脅かされるなど深刻な事態が各地で生まれている。こうした実態を把握し、今後真に障害者のための「障害者自立支援法改正」へ向けその方向を明らかにしていく必要がある。

## 障害者事業所アンケートの結果と特徴

、利用者負担について(国の2度にわたる福祉サービスの利用者負担上限月額を引き下げ措置によって一定程度軽減されている。しかし、給食費の実費負担とあわせるとなお負担は大きい。さらに、自立支援法の根幹である応益負担制度それ自体について、「憲法の生存権理念に反する」として廃止を求める声が7割にもものぼった。)

### (1)福祉サービスの利用者負担 運動で一定程度軽減

原則1割の応益負担による福祉サービスの負担額は、月額「1500円以下」が最も多く52.4%、次いで「3000円～1万円未満」が23.3%、「1500円～3000円以下」が14.0%となった。昨年の調査に比べて半額程度の水準になっている。障害者の運動の成果である。しかし、なお月額1万円代、2万円以上という大きな負担を強いられている人が1割を超えて存在している。これらは、居宅介護、移動支援、入所施設などに多く見られた。

### (2)なお重い給食費・居住費の自己負担

給食代は、事業所によって様々で、1食250円～450円、月6000円～9000円程度が多かった。1食1570円という給食代を徴収している施設もあった。居住費(ホテルコスト)は、月額10000円程度が多かった。

### (3)応益負担導入、給食費実費負担の影響

\* 負担増でサービスの利用中止・抑制が205人

負担増を理由に福祉サービスを「中止した」は26.0%の事業所で88人、利用日数・回数を「減らした」は21.5%の事業所で117人。サービス利用の中止・抑制は合計で205人、在籍者の3.4%にあたる。これは、昨年調査とほぼ同じ比率であり、国の2度にわたる負担軽減策のもとでも影響は依然深刻である。

\* 滞納者が45%の施設に

利用料、給食代の滞納者は、「いない」とした事業所は55.1%。一方、「いる」とした事業所は44.9%で、滞納者は176人にのぼった。在籍者の4割近い滞納者がいる施設(九州地方、就労移行・グループホーム)もあるなど、多くの施設から滞納者の増大を憂慮する声が寄せられた。

\* 家に閉じこもる障害者が増加

利用者への影響について、気づいている点を自由記述で答えてもらったところ、多くの声が寄せられた。「行事への参加、外出等が激減した」(北海道・知的通所更正)。「働いているのに利用料を支払わなくてはならず、働きがいが無いという声がかつた」(福井・知的通所授産)。「給食を食べずに弁当にした人が10人いる」(滋賀・多機能型)。「負担額が増えたことで経済的負担が精神的負担となり、また施設の経営が安定しないことから将来を不安視し、その精神的なケアなどの対応も余儀なくされ、双方がストレスを感じている」(千葉・身体通所・入所)

## (4)利用者負担について国への要望

\* 応益負担制度は「廃止」が7割

応益負担制度の今後のありかたについて、「維持」または「廃止」については二者択一でたずねたところ、「維持し、負担軽減策の継続・充実をはかる」が306%、「廃止する」が69.4%だった。二度にわたって負担軽減策が実施されたものの、事業者の7割近くが自立支援法の根幹である応益負担制度は「廃止すべき」と回答している。これは、自立支援法自体が根本から問われているに等しいといえる。

「応益負担は廃止」と答えた人の理由(自由記述で答えてもらったが、次ぎのような声が多く寄せられた)

サービスは「益」ではなく、当たり前前に暮らしていくための権利であるから(共通)

障害者の生きる権利を奪う。働いているのに利用料をとるのはおかしい。(共通)

障害者福祉は国の公的責任において実施されるべきであるから応益の考え方を基本にする。(神奈川・生活介護)

\* 給食代等の実費負担 「廃止・いっそうの軽減を」が8割近くに

「現状でよい」は23.3%。一方、「いっそうの軽減策を」が36.7%、「自己負担は廃止する」が40.0%という結果になった。「廃止」あるいは「いっそうの軽減を」を合わせると8割近くになり、給食代が重い負担になっていることがうかがえる。

裏に続く

## 調査対象と回収状況

全国の障害者施設・事業所(法定)のうち、通所授産施設(旧法)、日中活動支援施設(新法)、居宅支援事業所(新法)、障害児の通園施設を中心に無作為で抽出した566事業所。郵送でアンケート用紙を送付し、郵便またはFAXで回答をお願いし、39都道府県、177施設・事業所から回答が寄せられた。回収率は31.3%。回答のあった施設・事業所の利用者は合計5996人。調査実施期間2008年7月30日から8月31日

## 無料法律相談のお知らせ

5月12日(火)午前10時から

場所は「日本共産党羽村市委員会」事務所です。  
弁護士が相談にあたります。予約必要

中原まさゆき 電話 554-1163

市川 えい子 電話 554-1140

鈴木 たくや 電話 080-1058-9450



2009年5月3日 936  
発行 羽村民報編集委員会  
責任者 野崎 衷

日本共産党羽村市議団のホームページ  
<http://www.jcphamura.org>  
事務所 電話 579-2132 FAX 579-2106